学生各位 学生団体顧問教員各位

学生担当副学長 太田 圭

本学の課外活動における当面の対応について

つくば市においては「感染拡大市町村」の指定が5月20日で解除されましたが、引き続き、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域との往来は自粛してください。

本学の課外活動については、当面以下のとおり取り扱うものとします。

なお、**茨城県内においても感染力の強い変異株ウイルスが拡大**している状況から、より一層の警戒が必要です。**再度、感染症対策を徹底**(特に室内での活動の際は、換気の徹底)の上、活動するようお願いします。

1. 自粛を要請する活動

- (1) 緊急事態宣言の都道府県及びまん延防止等重点措置の区域での活動
- (2) 上記(1)の地域からの学外者と接する活動(合同練習、指導者の招へい、練習試合等)
- *上記1-(1)における以下の①又は②に該当する活動は可とします。
 - ① 学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加
 - ② 筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における 団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請の許可を受けた活動

2. 練習試合や合同練習について

上記1にかかわらず、練習試合や合同練習については、茨城県からの要請(R3.5.17付)に基づき、以下のとおりとします。*茨城県から同要請の解除通知があるまで

- (1) 県外との練習試合等は自粛 (茨城県以外のチームとの練習試合・合同練習は自粛)
- (2) 県内の感染拡大市町村に指定された地域に所在する学校との練習試合等は慎重に判断
- (3)練習試合等を実施する場合は自校を含め2校以内
- *上記2-(2)の「慎重に判断」については、顧問教員が、感染拡大状況及び双方の感染対策等を確認の 上、実施の可否を慎重に判断していただくようお願いします。

参考

- ○「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」、「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」
- ○「新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた部活動に係る取扱いについて(要請)」(R3.5.17(茨城県))

担当:学生部学生生活課課外教育担当

Tel: 029-853-2248, 2247

E-mail: gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp